

稲沢市国民健康保険運営協議会(第3回)議事録

- 日 時 令和8年2月3日(火)  
午後1時30分から午後2時50分まで
- 場 所 稲沢市役所 議員総会室
- 出席委員 (14名)  
被保険者を代表する委員  
谷口喜久男、下田一人、鈴木昇、水野寛実  
保険医又は薬剤師を代表する委員  
大島宏之、山村等、林峰佳、齋藤真慈  
公益を代表する委員  
山田崇夫、日比野貴子、鈴木純子、黒田哲生、曾我部博隆  
被用者保険等を代表する委員  
荒居昭治
- 欠席委員 (2名)  
被保険者を代表する委員  
森恵美子  
保険医又は薬剤師を代表する委員  
服部哲尚
- 理事者 (1名)  
稲沢市長 加藤錠司郎
- 事務局 (4名)  
市民福祉部長 服部美樹  
国保年金課長 加藤敦史  
国保年金課主幹 小澤純司  
国保年金課主査 水野洋平

開 会 (午後1時30分)

事務局 本日は大変ご多用の中、ご参集賜り厚くお礼申し上げます。  
定刻前ではございますが、ただいまから令和7年度第3回稲沢市  
国民健康保険運営協議会を開催いたします。  
それでは、市長からご挨拶を申し上げます。

市 長 (挨拶)

事務局 それでは、協議会規則第3条の規定により、会長が議長となります  
ので、会議の進行につきましては、会長にお願いいたします。

議 長 それでは会議に入ります。  
ただいまの出席委員数は14人、委員定数16人のうち、  
被保険者代表の委員4人  
保険医又は薬剤師を代表する委員4人  
公益を代表する委員5人  
被用者保険等を代表する委員1人 であり、  
協議会規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、  
会議の成立を認めます。

議 長 次に、議事録署名者の指名に入ります。  
協議会規則第9条により、署名者2名を指名させていただきます。  
被保険者を代表して 鈴木 昇 委員  
保険医又は薬剤師を代表して 林 峰佳 委員  
よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、協議事項であります「令和8年度国民健康保険税の税  
率・税額改正」について、市長から諮問を受けたいと思います。

市 長 (諮問書を朗読し、議長に手渡す。)

事務局 なお、市長は、他の公務のため、一旦退席をさせていただきますの  
で、よろしくお願いいたします。

市 長 (退 室)

議 長            それでは、協議事項「令和8年度国民健康保険税の税率・税額改正」  
について、事務局の説明を求めます。

事務局            (説 明)

議 長            事務局の説明が終わりました。  
ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。  
挙手にてお願いいたします。

委 員            国保新聞を見ていたら、税率を標準保険料率にだんだん合わせて  
いくことになっていたと思うのですが、それと比べると、稲沢市の税  
率は低いという説明がありました。稲沢市では、何年かけて標準保険  
料率と同じくらいの数値に上げていくといった目標があるのかとい  
うのが一つ目の質問です。

2つ目は、3ページの決算状況についてですが、実質収支は基金の  
残高を考慮するとこれくらいのマイナスになるという数字だと思う  
のですが、令和8年度を見ると、基金の残高が非常に落ち込んでおり、  
大丈夫なのかと思うところです。1年間通してみたら、それほど基金  
が減らないのかもしれないですが、その次の年は大丈夫なのか、赤字  
になってしまうのではないかと考えています。その点についてご説  
明をお願いします。

事務局            まず一点目、どのようなスケジュールで標準保険料率に合わせて  
いくのかということですが、基本的には愛知県のスケジュールに合  
わせるものと考えています。

愛知県では、まず令和11年度までに納付金ベースで保険料水準の  
統一を図るとしています。国の方針では、令和12年度から17年度  
までの間に完全統一をするよう示していますが、愛知県はいつまで  
に実施するかを決めておらず、来年度中に完全統一の目標年度を決  
めていくこととしています。

標準保険料率は、基本的には上がっていくものと考えていますが、  
必ずしもそうとは言えず、どこまで上げると追いつけるか想定しづ  
らいところがあります。今回の改正案だと、標準保険料率に少し追い  
つくものと考えていましたが、1月中旬に示された来年度の最終的  
な標準保険料率が想定以上に引き上げられており、結局、同じように  
上がるだけで、あまり追いつけていない状況です。

来年度中には愛知県が保険料水準完全統一の目標年度を示すはずですので、私どもとしては、目標年度までに追いつけるように検討を進めていくものと考えています。

2点目の基金の残高に関しては、先ほど標準保険料率の話でも触れましたが、1月中旬に示される本算定において納付金の額が想定以上に引き上げられ、12月に示される仮算定から7,000万円も増額されたため、ほとんど予算が固まっているこの時期では、基金を取り崩すくらいでしか調整のしようがなく、想定以上に基金を取り崩すことになってしまいました。そのため、委員のおっしゃるように残額が大きく減ってしまっている状況です。

今後は、愛知県が示す納付金額を加味しながら、引き続き国保財政を維持していくため、何らかの手を打っていかねばいけない状況にあると考えています。

委員　この資料を見ると、他の自治体より税額が安いように見えたので、ちょっと心配になってお聞きしました。

議長　他にご意見等はよろしいですか。

委員　別紙2について、先ほどの質問と重複するところがあるかもしれませんが、この各市の金額のばらつきの要因としては、どういったことが考えられるのでしょうか。

事務局　この税額のばらつきは、市町村ごとに標準保険料率が異なることで、元々の目標とする基準にもばらつきがあるということが言えます。市町村ごとに医療費水準の高低にも差があり、医療費を多く使っている市町村では標準保険料率が高く設定され、逆の場合は低く設定されます。

また、各市町村の国保税に対する考え方にもよると思われれます。すでに標準保険料率並みで税率を設定している自治体もありますし、まだまだ低い自治体もあります。

元々の目標とする基準がばらついていることと、各市町村の方針や考え方が異なることで税額に差が出ているものと思われれます。

委員　各市において基準というものは特に示されていないということですね。

事務局 標準保険料率はその基準に当たると思います。ただ、その基準が市町村ごとで一定ではないということだと考えます。

議長 それ以外にご意見、ご質問はよろしいですか。

委員 医療費がそれぞれの市で異なるという説明がありましたが、稲沢市は他の市と比べてどのくらいの位置にあるのか。県の平均と合わせてお聞かせいただきたい。

事務局 本市の医療費水準が他市と比較してどの程度かということまでは把握ができていません。ただ、保険料額に関する資料であれば、愛知県が何らかの条件の下、県内市町村の保険料額を比較した一覧表が示されています。条件がどういったものかは分からないのですが、同一の条件下で作られているのは間違いなく、保険料額が高い方を1番とすると、本市は54市町村のうち46番目の保険料額であり、市だけで言うと38市のうちの34番目の保険料額と示されています。

委員 医療費で比較することは難しいということは分かりました。保険料額が安ければ医療費も使われていないと思いがちですが、本当にそうなのかどうかは、各市横並びで比較して、いろいろな形で情報を共有された方がよろしいかなと思って質問させていただきました。

議長 それ以外にご意見、ご質問はよろしいですか。

委員 稲沢市は一般会計から基金積立繰入金という形で1億円繰り入れており、これ自体は大変がんばっているという気はします。

先ほどの説明では、標準保険料率が将来的に下がる可能性もあるような話でしたが、そういうことはあるのでしょうか。現状だと必ず稲沢市の保険税率よりも標準保険料率の方が高いので、将来的に標準保険料率に合わせるとなると、保険税率を上げざるを得ないと思うのですが、どうでしょうか。

事務局 納付金は被保険者の数や医療費によって変わってきますので、何とも言えないところはあるのですが、現在の流れとしては、国保の加入者、特に、社会保険の適用拡大などによって健康に働ける方がどんどん減っていく中、中高年の方が多く加入し、1人当たり医療費が増加する一方で、所得水準に対して保険税の負担比率が高いなど、構造

的な問題を抱えており、たとえ納付金の総額が減ったとしても、1人当たりの納付金額はずっと増え続けている傾向にあり、標準保険料率も増加傾向にあります。

保険料水準が統一されるという段に至って、急激に負担が増加しないよう、県内の他の自治体と同様、標準保険料率に合わせていくことはどうしても必要になってくるものと考えています。

委員 今後、収入のある人は協会けんぽや他の医療保険に移ってしまい、国保に加入している人はどんどん減っていき、結局、収入の少ない方が残らざるを得なくなっていくと思います。それにもかかわらず、保険税をどんどん上げていくことで、納付率が下がってしまうのではないかと心配ですが、どのようにお考えですか。

事務局 委員のおっしゃることはもっともなところもありまして、負担がどんどん増えていくという側面は否めないと私どもも思うところではあります。

ただ、国保は国民皆保険制度の最後の砦であり、セーフティネットとしての最終の受け皿ですので、まずは制度を安定的に持続可能な形で維持することが重要であると考えており、愛知県内において統一的な取扱いをしていくということであれば、それに合わせて進めていく必要があると考えております。

委員 資料の別紙1は協会けんぽの今年度の保険料ですが、ニュースなどを見ていると、来年度は全国的に協会けんぽの保険料が少し下がるのではないかという話がありました。

例えば、この表で報酬400万円の場合を見ると、協会けんぽ加入者の保険料が、事業主との折半で23万7,048円になります。同様に、資料15ページにあります国保加入の給与収入の方の早見表を見ると、年税額が43万2,600円になると思います。このように、協会けんぽと比べても、国保は非常に税額が高いということが言えるのではないかと思います。これだけ負担を押し付けられるというか、負担せざるを得ないとなると、本当に生活していけないのではないかと思います。

それで全国知事会では、金額は言っていないですが、大体1兆円くらいを新たに国保に繰り入れてもらわないと協会けんぽ並みの保険料にはならないのではないかという話があります。これについては、そういった試算を厚生労働省が出していると思うのですが、そういう

ことをやっていかないと、国保に加入している方も本当に大変だと思えます。

そういった点から考えますと、私は税率を引き上げるのではなく、国に対して引き下げを求めていくと同時に、資料の3ページにありますように令和7年度から令和8年度に1億5,000万円ずつ基金からの繰入れを行っていますが、ぜひこれを緊急的に増やしてもらって、国保加入者に負担増を求めないようにしていくべきではないかと思えます。このことについては、すでにこういった資料を出している状況ですので、新たに見解を求めても難しいとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

議 長           ご意見ということでお受けします。  
それ以外にご意見等はございますか。

委 員           1点確認をさせていただきたいのですが、標準保険料率の範囲で14.29%増まで上げられるところを、今回5.06%増に抑えた理由は、先ほど説明があった基金から、要するに一般財源からの補填分と今回の税上げ分で半分ずつ負担するということだと思います。ただ、客観的に見て一般財源が使われていることが見て取れる中で、必要な分まで税を上げるという選択肢も考えられると思うのですが、この5.06%増とすることになった要因を教えてください。

事務局           委員もおっしゃられたように、一般会計から繰り入れ、基金に積立てをさせていただいた分と折半する形とさせていただくために、税の増額分が積立て分と同様の1億円程度となるよう、引上げをさせていただいた結果が5.06%増となったということで、結果としてこの数字になったものです。

標準保険料率まで一気に引き上げると、加入者の方の負担が急激に増加してしまうため、このような取扱いとさせていただいたものです。

議 長           それ以外にご意見、ご質問はございますか。

委 員           今回も一般会計から補填するというお話がありました。被用者保険の代表としての立場から申し上げますと、稲沢市にお住まいの被用者保険に加入している方としては、税金として市に徴収されたお金が含まれる一般会計から国保の会計に補填がされるということに

なります。私たちの被用者保険もいろいろな意味合いで国の納付金等を納めており、役割をきちんと果たした上で、加入者は税金も納めて、そちらの役割も果たしている中で、国保には加入していないにもかかわらず、国保の加入者のためにそういった補填がされるということが、今もなお起きていることが分かりましたので、これまでも申し上げています自助努力という形をお願いしたいところではあります。しかしながら、事情が事情ですので意見としてということにさせていただきますが、一応金額をお伺いしてもよろしいでしょうか。3ページの資料にあります繰入金に一般会計から投入されるものが含まれると思うのですが、どれくらいの金額が投入されているのか教えてください。

事務局

委員がおっしゃるように、この繰入金に一般会計からの繰入金が含まれています。一般会計からの繰入金にはいろいろと種類がありまして、法定のものと法定ではない法定外のものがあります。法定は国民健康保険法や厚生労働省からの通知などに基づいて行うもので、法定外は赤字補填には当たらないとして広く一般に繰入れが認められているものになります。

繰入れの額については、令和7年度の決算見込みの場合、法定の繰入れが約7億4,000万円、法定外の繰入れが約4億1,000万円となっており、一般会計からの繰入金全体に占める割合としては、法定の繰入れが64.3%、法定外の繰入れが35.7%となっています。

資料3ページの財政状況の表で言いますと、繰入金の中には基金からの繰入金も含んでおり、それを含めた令和7年度の決算見込みは約13億円とありますが、一般会計からの繰入れは、この13億円から3行下の基金繰入金1億5,000万円を除いた約11億5,000万円になりまして、先ほど申し上げました法定と法定外の繰入額を足していただくと同額となります。

委員

説明がありましたように、億単位の繰入れが入っているということですが、この法定外の繰入れに関しては、国の方でも言われているように、将来的に無くしていくことが必要だと思います。先ほどお話のありました、稲沢市の税率の標準保険料率との乖離分と合わせて、いつまでに、どのように無くしていくかということを考えなければいけないと思いますが、この標準保険料率はおそらく、どこまで行っても右肩上がりの傾向に変わりはないのではないかと想定される中で、稲沢市の税率がこれだけ低いとすると、今後は他の市よりも急な

角度で、毎年のように上げていかなければならなくなる可能性があります。こういったことを重く見てもらい、きちんと計画的に、被保険者の方の負担が急激に増加しないようにすることももちろん、国からの補填を求めるにしても、結局、被用者保険もどこでもそうなのですが、財源が無くて、国はどの保険者からも補填を求められている厳しい状況にあって、国保として国に対してどのように話をしていくのか、私たち被用者保険としてどのように対処していくのかということを検討し進めていかなければなりません。

ただ、一番大事なのは皆さんが健康でいることだと思いますので、そういった部分にも投入しながら、国保の運営がスムーズに行くように、今後ともお願いしたいと思っています。

議 長           それ以外にご意見、ご質問はございますか。  
それでは質疑を終了させていただきたいと思います。  
いろいろご意見等をいただき、ありがとうございました。  
それでは、お諮りいたします。令和8年度国民健康保険税の税率・  
税額改正について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

議 長           ありがとうございました。賛成多数でありますので、改正することに決しました。  
それでは、ただいま決議された事項について、市長に答申することといたします。  
準備のため、暫時休憩とさせていただきます。

(休 憩)

市 長           (入 室)

議 長           休憩前に引き続き、会議を再開します。  
それでは、答申書を市長にお渡ししたいと思います。  
(答申書を朗読し、市長に手渡す。)

事務局           それでは、市長からお礼の挨拶を申し上げます。

市 長 (お礼の挨拶)

事務局 なお、市長は、他の公務のため、これで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

市 長 (退 室)

議 長 それでは、次に移ります。報告事項(1)「稲沢市国民健康保険税条例の改正」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (説 明)

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。  
それでは質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

続きまして、報告事項(2)「子ども・子育て支援納付金」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (説 明)

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委 員 まず愛知県から示されている標準保険料率を教えてくださいか。

事務局 本日お配りした資料の3枚目の下の表をご覧ください。これが標準保険料率の表になりまして、右から2つ目の子ども・子育て支援納付金分と記載されている項目の1番下の行、令和8年度の欄に、愛知県から示された標準保険料率を記載しています。

委 員 この子ども・子育て支援金に関して、私たちが言いますと、健保連という上部団体から周知を図るよう指示が届いていまして、本来は国が説明するものであって、私たちはただスルーしていただくだけで説明義務はないのですが、結局加入者と直接対峙するのは私たちだということで、説明をしていかなければならない状況になっています。

被用者保険では5月の給料から納付することになっていまして、国保とは開始されるタイミングに違いがあるのかなと思ったのですが、加入者への周知はいつから始める予定でしょうか。先ほどの説明だと、6月の議会の中で最終的に決まってくるということですが、もし具体的に決まっていれば教えていただきたい。

事務局 委員のおっしゃるとおり、6月議会に条例改正を上程する予定ですが、その前に本運営協議会の会議において、皆さまに税率・税額の改正についてお諮りする必要があるまして、周知のタイミングとしては、あくまで予定ではありますが、その会議でお諮りした後から開始することを想定しています。広報誌やホームページにおいて周知を図っていくものと考えていますが、加入者の方にお送りする納税通知書にも、その旨を記載させていただく予定をしています。

委員 現状、はっきりとは言えない状況だと認識していますが、5月から6月くらいに周知を図っていくという趣旨だと受け止めました。

議長 それ以外にご意見、ご質問はよろしいですか。

委員 資料1枚目の裏面にあります子ども・子育て支援金制度について、令和8年度に創設されるということですが、支援納付金対象費用として黒い四角で示してある5つの項目に支援金を充てるということですね。

事務局 お見込みのとおりです。

委員 個々の項目について、これまでもこういった制度があって、対象になるような手当があつたのでしょうか。

事務局 こども家庭庁のホームページによりますと、まず「児童手当」についてはかなり以前からありますが、令和6年10月から高校生までに拡充されています。これから始まるものとしては、「育児期間中の国民年金保険料の免除」が令和8年10月から実施されます。また、令和7年度は希望自治体で、令和8年度から全国で実施されます「こども誰でも通園制度」は、誰でも保育所等を利用できるようになる制度で、こういったものに充てられるとされております。

委員 既存の制度も創設される制度もありますが、この支援金制度が新たに創設されることで、ひとまとめにして内容を充実させるものと理解してよろしいでしょうか。

事務局 おそらくひとまとめではなく、個々の事業として拡充していくものだと思います。

議長 それ以外にご意見、ご質問はございますか。

委員 先ほども質問がありましたが、6月議会で議決されるとすると、何月から実施ということになるのでしょうか。

事務局 令和8年度分の国民健康保険税から対象となりますので、納期限が7月末の第1期分から子ども・子育て支援納付金分が加わってくるようになります。

委員 今の説明だと、第1期からということなので、結局、実際には4月分の仮納付で最初に支払うと思うのですが、本算定ではそれも含めて今年の4月分からの納付ということになるのか、先ほど言われたように7月からということになるのか、どうなのでしょう。

事務局 現在では仮算定は廃止しており、第1期は本算定後の納期限が7月末の分となり、そこから子ども・子育て支援納付金分の算定が始まります。

なお、仮徴収というものがあまして、特別徴収の4月分と6月分について、その前の2月と同じ額を賦課・徴収させていただくという制度になりますが、そこには子ども・子育て支援納付金分は入ってきません。

議長 他にご意見等はよろしいですか。

委員 議題とは全く関係ないことですが、お聞きしていいですか。  
国保新聞に、高額療養費の上限額や外来特例が今年・来年と二段階で引き上げられるという記事が載っているのですが、これは検討中なのか、実施が決定しているのかをお聞きしたいです。

事務局 実施が決定しているものになります。

- 議 長           それ以外にご意見、ご質問はございますか。  
それでは質疑を終了させていただきたいと思えます。  
次に移ります。「その他」について、事務局からお願いいたします。
- 事務局           今後の予定についてお知らせいたします。  
先ほども説明させていただきましたように、来年度の国保税から新たに子ども・子育て支援納付金分が賦課・徴収されることとなります。  
条例改正につきましては、同じく来年度の国保税において改正が見込まれております、課税限度額や軽減判定基準の見直しと合わせて、6月議会への上程を想定しております。  
つきましては、事前に本協議会に諮らせていただく必要がございますので、4月下旬を目途に会議を開催させていただくことを想定しております。  
お忙しい中大変恐縮ではございますが、何卒ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。
- 議 長           事務局の説明が終わりました。  
ただいま説明のありました今後の予定、または、その他のことに関し、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。  
それでは、質疑を終了させていただきたいと思えますが、よろしいですか。  
以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
- 事務局           ありがとうございます。  
最後に、市民福祉部長からお礼のことばを申し上げます。
- 部 長           （お礼のことば）
- 議 長           長時間に亘り、ありがとうございます。  
これを持ちまして、本日の会議を終了いたします。
- 閉 会           （午後2時50分）

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員